

一、二重賃銀對於に対する當局理事者の見解に就き去る二十四日交せられたる答書に依て之思ひたる世間一般に採用されたるに一々作業純率を導入せしもの各自の技術と実績とに比例し実収を得玉きるもの有れども賃銀割合とし最も合理的方法なり。右の思解は二重賃銀割合に対する一般的な了視察にて東京市交渉機関を支配したる運車事業者と/or如斯特種産業等に於ける実情を了視せし所に接するを通じて、右より之支那某省某處の某業者等の當利事業における公私事業之一の東京市交渉割合主とすにあらずは余更言を俟たれり隨て當利本位の事業に於ける思ひ二重化の銀物方せ電気局に於ける經營事業本末、趣旨に背反せし所思。

二、営業費回答文中の「固定給の係員」や否やに就け、現在の固定賃銀は局内同種のものに比し低廉なり云ふと雖不<sup>レ</sup>然有るが如き事有る見解によれど、固定賃銀は他、同種のものに比較して低廉ならざらか故に実収入を本給へ織入し、必要有りと被言され、而確率有る間違へ賃銀を以て多々の生活を保証するに足るモリと思致一五%以上不收

### 入出賃銀精算と見解せよ

此の思解に付くは吾々は總の意見を有す所モセ也矣。

固定給は吾々の賃銀と同様に當り廉價者例に於て吾々の生活費とは無關係人等の生計に決定せし水代の額にて其上の賃銀たゞに過半不<sup>レ</sup>現存の実収入ニ至る事々本來の生活を保証する最低限を生ずせし所也。

然るに年有る日本上賃銀たゞ的定給金以下なる生活を保証せしモ、如何と明せしは詫問其思ひだと云ひ一

三、實地勘定職金本實收入玉墨瀧と之算出式メ細々と其の筆算上當然の事事有

止す。

### 工場部

一、現在請員作業に就事せし後葉員の收入は其の作業の性質上増減ありまつて得たり現況の如く豫算不足を理由としての極端な) 作業緊縮年数公務等の收入減を來一因當。